

	手続	支払軽減の程度	特徴
任意整理	弁護士が各債権者と交渉して、利息を免除してもらったり、分割弁済の合意をとります。	利息が免除され、支払いが分割になるのが大部分のケースです。	支払いをそのまま継続したい債務（住宅ローン等）を任意整理からはずすことができます。 信用低下への影響が少ないです。
特定調停	簡易裁判所において、調停委員の下で話し合いをします。	同上	同上 強制執行を停止させることができます。
小規模 個人再生	地方裁判所に申立をし、裁判所を通して弁済計画を定めます。	債務の5分の1を返済すれば、残額は免責されます（但し、免責されない種類の債務があります。）	事業者は事業を継続できます。 破産より社会的非難、信用低下が少ないです。
破産	地方裁判所に申立をし、債権者への配当は裁判所の選任した管財人が行います。	破産開始決定当時の全財産を換価して配当できた残りの債務につき、免責されます（但し、免責されない種類の債務があります。免責不許可の場合もあります。）	債務を全額免責されますが、資格を失う場合もあり、また社会的非難が大きいです。